

# 神戸市内の他の区から転入された方へ（ご案内）

H28.4.1 作成

神戸市内で区が変わる住所変更手続きは、転出届は省略されていますので、転入される区役所で手続きをしてください。外国人住民の方は、在留カード又は特別永住者証明書（旧外国人登録証明書）を必ずお持ちください。転入された方が下記の制度に該当されましたら、それぞれの窓口で手続きを済まされますようお願いいたします。詳しくは、それぞれの窓口でおたずね下さい。

＜区役所総務部・保健福祉部・市税事務所、北須磨支所市民課・保健福祉課＞

制 度	内 容		窓 口
印 鑑 登 録	すでに印鑑登録されている場合は、自動的に住所変更になりますので、今までの印鑑登録証がそのまま使えます。（手続きは不要です。）		市 民 課
通知カード	通知カードをお持ちください。新しい住所を裏面に記載します。		
個人番号カード 又は 住民基本台帳カード	カードの追記欄に新住所を記載し、ICチップの情報更新を行います（暗証番号の入力が必要です）。カードをご持参ください。 ※個人番号カードを申請中に異動された方は、異動前の情報でカードが作られる場合があります。窓口でご相談ください。		
電 子 証 明 書	署名用は住所の変更により自動的に失効になりますので、必要に応じて新たに申請してください。利用者証明用は失効しませんので、引き続き利用できます。※住基カードには新たに電子証明書を搭載できません。		
在留カード又は 特別永住者証明書	外国人住民の方は、在留カード又は特別永住者証明書（旧：外国人登録証明書を含む）を必ずお持ちください。新しい住所を裏面に記載します。		国 保 年 金 係
国民健康保険	<p>前住所区で国民健康保険に加入されていた方は、前住所区の保険証を返却してください。また、「高齢受給者証」を交付されていた方は、受給者証も返却してください。前住所区での保険料の精算は、転入された区役所(支所)でします。</p> <p>転入された時点で何らかの健康保険に加入されていない方は、国民健康保険に加入していただく必要がありますので、お申し出ください。</p> <p>満70歳以上75歳未満の方には、「高齢受給者証」を保険証と合わせて郵送します。</p>		
国 民 年 金	加入者	手続きは不要です。	
	受給者	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金や厚生年金を受給されている方の住所変更の届出は、住基ネットの活用により原則不要ですが、一部必要な方もおられます。届出が必要かご不明な方は日本年金機構年金事務所へお問い合わせください。（届出が必要な方は、「住所変更届」の用紙（はがきタイプ）をお渡ししますのでお申し出ください。）</li> <li>老齢福祉年金を受給されている方は、窓口へ届け出て下さい。</li> </ul>	
後期高齢者医療	前住所区で後期高齢者医療の被保険者証の交付を受けられている方は、新住所区から新しい被保険者証を郵送します。転入に関しての介護医療係での手続きは不要です。		介 護 医 療 係 (後期高齢者医療)
老人医療費 助 成	前住所区で受給者証の交付を受けられている方は、新住所区の受給者証の申請をしてください。保険証、前住所区の受給者証が必要です。何らかの健康保険に加入されている65歳～69歳の方に医療費の自己負担額の一部を助成します。ただし、所得制限があります。		介 護 医 療 係 (福祉医療)
すこやか手帳 (健康手帳)	前住所区で手帳の交付を受けられている方は、住所変更書換欄にご自分で新住所を記入のうえ、お使いください。 満65歳以上の方に健康管理や福祉施設を案内し、また、王子動物園等に無料、又は割引料金で入場できる手帳を交付します。		
敬老優待乗車証	前住所区で乗車証をお渡ししている場合は、そのままお使いください。 満70歳以上の方に、市バス・市営地下鉄・市内民営バス等の優待乗車証を交付します。		健康福祉課 (保健福祉課) あんしんすこやか係

裏面へつづく

制 度	内 容	窓 口
福祉乗車証	福祉乗車証をお持ちの方は、手続きが必要ですので、右記担当係へお申し出ください。	健康福祉課 こども家庭支援課 (保健福祉課)
障害者福祉	住所変更の手続きをしてください。手帳等の住所変更もいたします。 ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳など	健康福祉課 (保健福祉課) あんしんすこやか係
乳幼児等・子ども医療費助成	前住所区で受給者証の交付を受けられている方は、新住所区の受給者証の申請をしてください。保険証、前住所区の受給者証が必要です。何らかの健康保険に加入し、中学3年生まで(15歳到達年度の年度末まで)のお子様を扶養されている方にお子様の医療費の自己負担金の一部を助成します。(0～2歳児は自己負担金の全額を助成します。)ただし、3歳以上は、主たる生計維持者について所得制限があります。	介護医療係 (福祉医療)
重度障害者医療費助成	前住所区で受給者証の交付を受けられている方は、新住所区の受給者証の申請をしてください。保険証、前住所区の受給者証、障害者手帳が必要です。 何らかの健康保険に加入されている重度障害者の方(次のいずれかに該当する方)に、医療費の自己負担金の一部を助成します。(・身体障害者手帳1, 2級の方・重度の知的障害の方・身体障害者手帳3級で中度の知的障害との重複障害の方・身体障害者手帳3級の内部障害の方・精神障害者保健福祉手帳1級の方)ただし、所得制限があります。	
母子家庭等医療費助成	前住所区で受給者証の交付を受けられている方は、新住所区の受給者証の申請をしてください。保険証、前住所区の受給者証が必要です。 何らかの健康保険に加入されている方で、・母子家庭の母・父子家庭の父・母子家庭、父子家庭の児童・父及び母のいない児童の医療費の自己負担金の一部を助成します。ただし、所得制限があります。	
介護保険	転入に関しての介護医療係での手続きは不要です。 新たに、要介護・要支援認定の申請をされる必要がある方は、ご相談ください。 保険証は、65歳以上の方と転入前の区で要介護・要支援認定を受けていた40歳以上65歳未満の医療保険に加入されている方に郵送します。	介護医療係 (介護保険) ※認定申請の必要な方はあんしんすこやか係
・児童手当 ・児童扶養手当	住所変更の手続きをしてください。 ・児童手当[中学校3年生まで(15歳到達年度の年度末まで)] ・児童扶養手当[18歳到達年度の年度末まで(ただし、特別児童扶養手当受給児童は20歳まで)・所得制限あり]	こども家庭支援課 (保健福祉課) こども福祉係 こども保健係
乳幼児健康診査	満3歳までの乳幼児については、健診の案内を送付しますので住所変更の届出をしてください。	

手続きは転入される区役所・支所でしてください。お問い合わせは下記区役所・支所の担当窓口におたずねください。

東灘区☎ 841-4131 灘区☎ 843-7001 中央区☎ 232-4411 兵庫区☎ 511-2111 北区☎ 593-1111  
長田区☎ 579-2311 須磨区☎ 731-4341 北須磨支所☎ 793-1212 垂水区☎ 708-5151 西区☎ 929-0001